平成２４年（フ）第３４号
鹿児島県枕崎市日之出町211番地
債務者　池口　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３５号
鹿児島県枕崎市日之出町211番地
債務者　池口　昌宏
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３６号
鹿児島県指宿市西方318番地　県営大園原団地４―432
債務者　中村　樹子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第６８４号
京都市北区紫野南舟岡町84番地１
債務者　今江　芳樹
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７６号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ14―306
債務者　タカギクリエイツこと　高木　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
兵庫県加古川市加古川町河原269番地の１
県営加古川河原鉄筋住宅１―402号
債務者　竹内　　勲
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２５号
兵庫県姫路市香寺町溝口967番地２
債務者　岸本　壮弘
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２９号
兵庫県加古川市平荘町里427番地の11
債務者　西川　成仁
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４３号
兵庫県姫路市広畑区才129番地１　エバーグリーン夢前台504号
債務者　小村　勝亮（旧姓杵渕）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３４４号
兵庫県姫路市広畑区才129番地１　エバーグリーン夢前台504号
債務者　小村しのぶ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５９号
広島県東広島市八本松南１丁目１番６―10号
債務者　植田　清志
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６０号
広島県東広島市八本松南１丁目１番６―10号
債務者　植田ふじ子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５３号
広島県三原市新倉１丁目16番20号
債務者　木谷一二美
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７９号
広島県東広島市西条町寺家4870番地１スザーラ305号
債務者　河合　真澄（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４号
福岡県糟屋郡新宮町湊坂１丁目２番７号
債務者　中野　敏郎
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８８号
福岡県朝倉郡筑前町山隈1583番地53
債務者　松尾　秀朗
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２号
福岡県田川市丸山町15番15号
債務者　木佐貫弘道
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３９５号
熊本市東区健軍３丁目16番17号
債務者　吉田　倫子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係